

社会保障・税一体改革について

平成24年1月24日
厚生労働省保険局

社会保障・税一体改革成案における取組の具体化（市町村国保）

社会保障と税の一体改革成案における該当部分の抜粋

○ 社会保障改革の具体策、工程及び費用試算（抜粋）

A 充実（金額は公費（2015年））

B 重点化・効率化（金額は公費（2015年））

- 保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化、逆進性対策

a 被用者保険の適用拡大と国保の財政基盤の安定化・強化・広域化

- ・ 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大
- ・ 市町村国保の財政運営の都道府県単位化・財政基盤の強化（低所得者保険料軽減の拡充等（～2,200億円程度））

（＝完全実施の場合▲1,600億円）

※ 財政影響は、適用拡大の範囲、国保対策の規模によって変動

c 高度・長期医療への対応（セーフティネット機能の強化）と給付の重点化

- ・ 長期高額医療の高額療養費の見直し（長期高額医療への対応、所得区分の見直しによる負担軽減等）による負担軽減（～1,300億円程度）

- ・ 受診時定額負担等（高額療養費の見直しによる負担軽減の規模に応じて実施（病院・診療所の役割分担を踏まえた外来受診の適正化も検討）。例えば、初診・再診時100円の場合、▲1,300億円）ただし、低所得者に配慮。

※ 見直しの内容は、機能強化と重点化の規模により変動

d その他

- ・ 総合合算制度（番号制度等の情報連携基盤の導入が前提）
- ・ 低所得者対策・逆進性対策等の検討
- ・ 後発医薬品の更なる使用促進、医薬品の患者負担の見直し（医薬品に対する患者負担を、市販医薬品の価格水準も考慮して見直す）
- ・ 国保組合の国庫補助の見直し
- ・ 高齢者医療制度の見直し（高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢世代・若年世代にとって公平で納得のいく負担の仕組み、支援金の総報酬割導入、自己負担割合の見直しなど）

平成24年度以降の子どものための手当等の取扱いについて（平成23年12月20日付け 4大臣合意）

1. (略)
2. (略)

(1) 平成24年度の取扱い

①・② (略)

③地方の自由度の拡大に併せ、以下の国庫補助負担金の一般財源化等を実施する。(1,841億円)

・国民健康保険都道府県調整交付金(1,526億円)

(略)

3. 国民健康保険制度に関して、以下の措置を講ずることとし、国民健康保険法を改正する所要の法律案を次期通常国会に提出する。また、「社会保障・税一体改革成案」に盛り込まれている市町村国保の財政基盤の強化については、低所得者の保険料軽減の拡充及び保険者支援の拡充に充てることとし、そのための必要財源(～2,200億円程度)については、社会保障・税一体改革成案を具体化する中で、措置する。なお、高額医療費共同事業の国庫負担のあり方については、社会保障・税一体改革による財政基盤の強化の状況を踏まえ、検討する。

(1) 平成22年度から平成25年度までの暫定措置である国保財政基盤強化策(保険者支援制度及び都道府県単位の共同事業(高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業))を恒久化する(平成27年度)。また、恒久化までの間、暫定措置を1年間(平成26年度まで)延長する。なお、財政安定化支援事業については、社会保障・税一体改革による財政基盤の強化及び財政運営の都道府県単位化を踏まえ、所要の見直しを行う。

(2) 都道府県単位の共同事業について、事業対象を全ての医療費に拡大する(平成27年度)。なお、共同事業の拠出割合は、現在と同じ、医療費実績割50、被保険者割50とするが、都道府県が市町村の意見を聴いて変更可能とする。

(3) 財政運営の都道府県単位化を円滑に進める等のため、都道府県調整交付金を給付費等の7%から9%に引き上げる。これに伴い、国の定率負担は給付費等の32%とする(平成24年度)。

平成23年12月20日

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

大臣折衝の結果、上記のとおり合意したことを確認する。

民主党政策調査会長

3. 医療・介護等②

（保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化、低所得者対策）

（略）

（1）市町村国保の低所得者保険料軽減の拡充など財政基盤の強化と財政運営の都道府県単位化

- 低所得者保険料軽減の拡充や保険者支援分の拡充等により、財政基盤を強化する。併せて、都道府県単位の共同事業について、事業対象をすべての医療費に拡大する。

☆ 財政基盤の強化については、「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」において、具体的な内容について検討し、税制抜本改革とともに実施する。

☆「平成24年度以降の子どものための手当等の取扱いについて」（平成23年12月20日付け4大臣合意）の事項については、「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」において協議した上で、必要な法案を平成24年通常国会に提出する。

社会保障改革 工程表

2012(H24)年

2013(H25)年

2014(H26)年

2015(H27)年

The flowchart illustrates the policy process for the new system of child-rearing and medical care services, structured into four main vertical columns:

- 【子ども・子育て】** (Childcare and Child-rearing) at the top left.
- 【医療・介護】** (Medical Care and Nursing) in the middle left.
- 【年金】** (Pensions) in the middle left.
- 【就労促進、ディーセント・ワーク】** (Promotion of Employment, Decent Work) in the bottom left.
- 【貧困・格差】** (Poverty and Inequality) in the bottom left.
- 【医療イノベーション】** (Medical Innovation) in the bottom left.
- 【障害者施策】** (Measures for Persons with Disabilities) at the bottom left.

Key Phases and Processes:

- 新法提出 (New Law Submission):** The process begins with the submission of new laws, which are then examined through various committees and reviews.
- 同時改定 (Simultaneous Revision):** This phase involves simultaneous revisions to multiple bills, such as the **新医療計画 (25年度～29年度)** (New Medical Plan (FY25-FY29)), **診療報酬改定** (Revised Medical Treatment Fee), **介護報酬改定** (Revised Care Fee), and **新事業計画 (27年度～29年度)** (New Business Plan (FY27-FY29)).
- 法案提出 (Bill Submission):** Bills are introduced, leading to **法案提出検討** (Review of Bill Submission) and **税制抜本改革と同時実施** (Simultaneous Implementation of Fundamental Tax Reform).
- 法案提出 <法制化も視野に入れ検討>** (Bill Submission <Reviewing Legalization as well>): This phase involves examining bills while considering their potential impact on legal frameworks.
- 法案提出 <引き続き検討>** (Bill Submission <Continuing Review>): This phase involves continuing the review of bills.
- 必要な法案提出** (Necessary Bill Submission): This phase focuses on identifying and proposing essential bills for the system.
- 生活支援戦略 (仮称) 策定 (運用改善は速やかに実施)** (Development of Life Support Strategy (Draft) (Implementation improvement is to be carried out promptly)) and **必要に応じ生活保護基準の見直し** (Review of Life Protection Standard as appropriate) are shown as parallel processes under this heading.
- <医療法・薬事法の改正も検討>** (Review of Changes to Medical and Pharmaceutical Laws) is indicated as another area of examination.
- 診療報酬改定** (Revised Medical Treatment Fee) is shown as a final step or outcome.

Top Right Box: 恒久財源を得て早期に本格実施(子ども・子育て会議(仮称)や国の基本指針など可能なものから段階的に実施) (Obtaining a permanent financial source and implementing it early (from the Child-rearing Conference (tentative name) or the National Basic Guidelines, etc., starting from those that are feasible, in a step-by-step manner)).

「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」の開催について

1. 趣旨

社会保障・税一体改革の検討に当たっては、特に、国民健康保険制度のあり方については、地方団体の意見を十分に伺いながら検討を進めることが必要であることから、国民健康保険の構造的な問題の分析と基盤強化策等について検討するため、厚生労働省と地方の協議を開催することとし、平成23年2月以降、事務レベルのワーキング・グループを開催。

平成23年6月30日に取りまとめられた「社会保障・税一体改革成案」においては、医療保険制度改革について、「税制抜本改革の実施と併せ、2012年以降速やかに法案を提出」し、順次実施することとされており、改革案の具体化に向けて、これまでの事務レベル協議を踏まえた検討を行うための政務レベルの協議を開催。

2. メンバー

【厚生労働省】辻泰弘厚生労働副大臣、藤田一枝厚生労働大臣政務官

【地方代表】 福田富一知事（栃木県）、岡崎誠也市長（高知市）、斎藤正寧町長（秋田県井川町）

3. 協議事項

○市町村国保の構造的問題への対応

　・低所得者対策等のあり方　・事業運営・財政運営の広域化　・財政支援のあり方　等

○その他

4. 開催経過

○ 政務レベル協議

　第1回 平成23年10月24日、 第2回 平成24年1月24日

○ 事務レベル ワーキング・グループ(WG)

　第1回 平成23年2月25日、 第2回 6月6日、 第3回 7月14日、 第4回 7月27日、 第5回 9月30日

　第6回 11月17日、 第7回 12月1日、 第8回 12月12日、 第9回 12月27日、 第10回 平成24年1月13日

(事務レベルWGのメンバー)

全国知事会 栃木県、愛知県、鳥取県

全国市長会 福島市、高知市

全国町村会 井川町(秋田県)、聖籠町(新潟県)

厚生労働省 保険局総務課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長、調査課長